

侵害情報の通知書兼送信防止措置依頼書

令和2年6月17日

和ネット 御中

〒640-8128

和歌山市広瀬中ノ丁1丁目6番地 アクスビル3階 虎ふす法律事務所

通知人代理人 弁護士 奥野 庸己

TEL : 073-499-6713 / FAX : 073-499-6714



貴社が管理する特定電気通信設備に掲載されている下記の情報の流通により、通知人の権利が侵害されましたので、貴社に対し当該情報の送信を防止す措置を講じよう依頼します。

1 掲載されている場所

(1) URL

<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=382&sty=1&num=342-441>

(2) 掲示板名・レス番号等 和歌山これはちょとな 342

2 掲載されている情報

<和歌山>開業医がスカート内盗撮…取り押さえられ御用

(10/28 19:37)

和歌山県御坊市の路上で女子高生のスカートの中を盗撮したとみられる医師が現行

犯逮捕されました。医師は近くにいた男子高校生らに取り押さえられています。

28日午前9時ごろ、御坊市の路上で、男が通学中の女子高生に近づいて道を尋ね、説明を受けている間にスカートの中をデジタルカメラで盗撮しました。その後、騒ぎになっている現場から男は走って逃げましたが、近くにいた男子高校生ら2人が機転を効かせて300メートルほど自転車で追いかけて、取り押さえました。駆けつけた警察官が事情を聞くと男が容疑を認めたため、現行犯逮捕しました。迷惑防止条例違反の疑いで逮捕された、XXXXXXXXXXは、医師で献血車に乗って健康診断の仕事をしていて、きょうもその仕事で御坊市内に来ていたということです。

(ABC朝日放送)

http://webnews.asahi.co.jp/abc_2_005_20091028012.html

3 侵害されている権利

プライバシー権、更生を妨げられない権利

4 権利が侵害されている理由

上記1及び2の削除依頼対象レス番号の投稿は、通知人が、(2009年10月)28日に、女性のスカート内にデジタルカメラを差し入れ撮影したという容疑で逮捕されたということが書き込まれています。この事件については、通知人は事実を認め被害者の方には謝罪の上示談し、刑事処分については平成21年12月18日付で不起訴処分となっています。

削除依頼対象レス番号の投稿については、通知人の氏名、居住市町村名、職業などの検索ワードを用い検索しますと検索結果に表示されるため、通知人が以前に当該事件を起こし逮捕されたことは、容易にわかってしまいます。

通知人はこれまで更生に務めてきていますが、削除依頼対象レス番号の投稿があることなどで、通知人が、以前に当該事件を起こし逮捕されたことが容易にわかってしまい、病院等へ常勤医師として勤務することや医院等を開業することが事実上

できない状態となっており、現時点では、アルバイト医師等としてしか働くことができず、医師として十分に稼働することが極めて困難です。

この点、前科等にかかる事実は、重要なプライバシーにかかわる事項であり、強くプライバシー権の保護の対象となる事項です。

また、みだりに前科等（なお、本件事件につき通知人は不起訴処分となっていますので本件においては前歴となります。）に係る事実を公表されないことは、法的保護に値する利益であり、前科等にかかわる事実の公表によって新しく形成している社会生活の平穏を害されその更生を妨げられない利益、すなわち更生を妨げられない利益（更生の利益）が認められます。

既に申し上げましたように、書き込まれました内容は、既に10年以上前の事件に関するものですし、当該事件につきましては、通知人は不起訴処分となっています。

そのため現時点で削除依頼対象レス番号のような投稿が存在することは、通知人のプライバシー権を侵害し、また、通知人の前科等にかかわる事実の公表によって新しく形成している社会生活の平穏を害されその更生を妨げられない利益（更生の利益）を侵害するものであると思料いたします。

したがって、削除依頼対象レス番号の投稿は通知人のプライバシー権、更生を妨げられない権利を侵害している者でありますので、そのため削除依頼対象ブログ記事については、直ちに削除して頂きますようお願い申し上げます。

そのため削除依頼対象レス番号について削除いただけますようお願い申し上げます。

添付書類

委任状（写し） 1通

運転免許証（写し） 1通

不起訴処分告知書（写し） 1通

不起訴処分告知書

和地検務第10226号

令和2年5月26日

殿

和歌山区検察庁

検察官 検事 藤川 浩 司

貴殿の請求により下記のとおり告知します。

記

貴殿に対する 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例違反 被疑事件については，平成21年12月18日公訴を提起しない処分をしました。

平成21年 検第2699号

（注意）記名押印の上，通知すること。